序

弁論主義の制限についてし

序

۴ Ħ 1 イツの場合 P ッ パ諸国 1の場合

六 五. わが国 結びに代えて 『の場合 四 =

7

メリ

カの場合

中

村

雅

麿

いての考え方も異なって来る。 の産物(Ergebnis einer reinen Zweckmässigkeitserwägung)であるとする立場に立つかによって、弁論主義の制限につ 原則として弁論主義を採用しながら、これに何らかの制限(修正)を加えているのが諸国の傾向である。(②) 弁論主義は民事訴訟の本質に基づくものであるとする立場に立つか、実体的真実を発見するための純粋な合目的的考慮 前者に立てば消極的にならざるを得ないし、後者に立てば積極的になる。

職権探知主義または糺問主義(Untersuchungs- oder Inquisitionsgrundsatz)によるものであり、

消極的制限には、

内部

積極的制限は

- 33 -

論

制度である。 ニシアチブ(Initiative)が当事者にある以上、弁論主義とは矛盾しない。 むしろ、弁論主義の補充的機能を果す貴重な 弁論の全趣旨に帰属し、それによって裁判官の自由心証の資料になることは別にして、それが如何に強調されようと、イ 殊に、釈明権 (義務) は重要な問題である。裁判官の釈明権の行使に応ずるか否かは当事者の自由であり、その態度が

法律上の 両面から解明 することが できるように なったが、 実質的には、 弁 護 士 訴 訟(Anwaltsprozess)か 本 人 訴 訟 には、地方裁判所以上と簡易裁判所とを問わず、事実関係および訴訟関係(Sach- und Streitverhätnis)を事実上および (Parteiprozess) かによって、 釈明権(義務)行使(履行)に若干の区別がなされるのが一般である。 ドイツでは一九二五年に民事訴訟法の一部改正が行なわれ、五〇二条が削除され、一三九条に統一された結果、 形式的

他の諸外国およびわが国の場合と比較できればと思っている次第である。 その他の文献も参照の上、ドイツ法の実態を能う限り把握し、ドイツの制度についての一応の結論を導き、アメリカその

本稿⊖においては、主として Nagcl を中心にして、ヨーロッパ諸国の場合を眺めた上、本稿⊖および次稿⇔において、

34 -

- (-) Rosenberg-Schwab, Zivilprozessrecht, 10. Aufl., 1969, § 78.I.3. (S.369)
- (\sim) Heinrich Nagel, Die Grundzüge des Beweisrechts im europäischen Zivilprozess, Eine rechtsvergleichende Studie, 1967, II. Die Begrenzung des Verhandlungsgrundsatzes durch den Untersuchungsgrundsatz, S. 40 ff

(3)Untersuchungrundsatz od. - maxime と Inquisitionsgrundsatz od. - maxime を区別しないのが一般である。

Kommentar zur ZPO, 30. Aufl., 1970, S. 306. Rosenberg-Schwab, aaO, S. 370 Rosenberg—Schwab, aaO, § 78 I l. Lent-Jauernig, Zivilprozessrecht, 15. Aufl., § 25 なおこれとの関連で Beibringungsgrundsatz を Verhandlungsgrundsatz の意に使われるは、 Baumbach-Lauterbach 1. Nagel, aa0,

(4) Nagel, aaO, S.

(15) Lent-Jauernig, aaO, §25 VII, S.66f. Nagel, aaO, S. 42

= ロッパ諸国の場合

oder Inquisitionsgrndsatz) によって制限されているとし、ヨーロッパ諸国における職権主義による弁論主義の制限 る 場合に ほんの僅かしか Heinrich Nagel は、処分権主義は、西洋諸国では、公益が重視されかつ実体法が当事者から処分権能をはく奪してい 制限されていないのに、 弁論主義は著しく 職権探知主義もしくは 糺問主義 (Untersuchungs

onsgedanken)から、裁判所に特別の準備義務が課せられている。これに関しては、訴訟法第四二条が規定している。 princip"(裁判官主義)といら言葉が用いられている。第二に、RB(一九四八、一一、一七以降施行されているスウェ 題を追究している。 条によれば、その準備は原則として口頭でなされなければならない。既に、口頭主義を要請していること自体が当事者に 訴訟同様民事訴訟をできるだけ一回の公判 (Hauptverhandlung)で終結させようとする集中審理の考え (Konzentrati-デン訴訟法)が、 を歩んでいるということができよう。まず、職権探知主義または糺問主義という名称は避けられ、その代りに;domar-制限されている。 りであるが、その新スウェーデン訴訟法においては、 スウェーデンの場合(?) 裁判所に職権によって (ex officio) 事実関係の解明を行なうよう命じていることは重要である。 スウェーデン理論にはドイツの訴訟理論から発達した原則(主義)に対する嫌悪があるので、独自の道 スウェーデンでは刑事訴訟と民事訴訟が一つの法典に統一的に規定されていることは周知の通 弁論主義は、ドイツ民訴法におけると同様、職権探知主義によって

よって陳述された事実関係の解明を裁判官に強制しているということができる。この間の事情に関連して、Cappelettiは

論

agen)によりこれを救済しなければならないと規定している。

口 頭主義によって裁判官は少なくとも訴訟指揮が強制されるとし、Matz さらに、十一条は、書面による答弁(Klagerwiderung)につき、この答弁が完全でない場合は、裁判所は質問(Fr-(formelle und materielle Prozessleitung)に区別し、後者を訴訟を完全に把握すべき裁判所の義務と解してい は、この訴訟指揮を形式的訴訟指揮と実質的訴

の事実関係を職権で確定しなければならない。 その限りで裁判所はすべての証拠を職権で(ex officio)調査することが になっている限り、 用した規定および訴訟法四三章四条 (Kap. 43) ばしばあることである。 ならない(Kap.42 ない。この釈明義務は、なかんずく、争いあるもの(das Streitige)を争いなきもの(das Unstreitigen)から分離する より最もよく果すことができる。したがって、このようにして当事者の陳述が明らかにされることは、実務においてはし 趣旨である。準備手続においては、裁判所は、当事者と訴訟法上の問題(prozessrechtliche Fragen) も検討しなければ ときは、 公判(Hauptverhandlung)において当事者はありのまま 陳述すべきであり、 職権探知主義は、スウエーデン法においては、処分権に基かない訴(Klagen aus indispositivem Recht) 裁判所は訴訟法四三章六条 (Kap. 43 & 6 RB)』により、それにつき説明するよう当事者に要求しなければなら 明らかに、証拠調査(Beweisericebung)のために認められている。このような場合は、 \$13 RB)。裁判所は、その釈明義務を無方式の当事者尋問(formlose Befragung der Parteien)に 裁判官が不明瞭かつ矛盾に満ちた陳述を解明しなければならないことを規定しているこれまで引 §4 RB) は、裁判所にドイツ民事訴訟法第一三九条同様の権能を与えて 当事者が前に提出したものに矛盾がある 裁判所は真実 が問題

義が支配的である。 !で他の証人を呼出すことは許されない。裁判所は、 その他の処分権に基く訴 したがって、 (Klagen aus dispositivem Recht) 裁判所は、 当事者が呼び出した証人のみを尋問することができ ただ当事者によって指定された証人を当事者が申立てた事項とは別 の場合は、人証においてはドイツにおけると同様弁論主 (Kap. 35

できる

獅子のように裁判官席に坐り、

法による場合と全く同様に、職権探知主義によって制限されている。とにかく、弁論主義が、 versicherung)、鑑定および検証は、自ら訴えた(処分権に基く)事件 (dispositive Sachen)においても、 原本(Vorlage)のみを請求することができる。 スウェーデン訴訟法によって一層明確に確認されていることは奇異なことである。 て行なうことができる。 することができる。その他のすべての証拠方法すなわち真実性保証のある当事者尋問(Parteibefragung unter wahrheits-の事項につき尋問することができるだけである。これと全く同様に、 要するに、一般に (im Grossen und Ganzen) 弁論主義は証明 (証拠) しかし、裁判官は、 官庁の証書および意見(Äusserung) スウェーデンの裁判官は、当事者が援用した証書 人証および書証につき、 の場合、 ۴ は イツの訴 職権によっ 職権で請求 新 あ

展のきざしを既に早くから認めていた。そして、裁判官像に関する古いドイツの見解を揶揄して、 主義はあらゆる手続に いように、 フランスの場合(8) 事実関係の調査および確定の際、 著しい制限を受けてきた。これは、 かなり積極的なものに変ってきたからである。一八六〇年にフランス民事訴訟の偉大な崇拝者 Zink が、 おいて古いドイツにおけると同様徹底して賞徹されてはならないと書いているように、 フランス民事訴訟においては、 裁判官が単なる一種の中立的な フランスの裁判官の地位が、"système inquisitorial" "système accusatoire" "arbitre Supérieur"(上級仲裁人) (起訴制度…処分権主義?) 「(あたかも)残忍な (紅問制度) は、 彼はこの発 時 にならな の拡大の が 弁論 つ K

要求を受けた裁判の発展および一九五八年一二月二二日の立法により、 ・立的な裁判官という古典的な観念が職権探知主義の進出を特に困難にしていることは自明のことである。 および事実関係 の確定の際の裁判所の積極的な活動の要求は、 いつも緊要なものとして出されてきた。 裁判所も責任を負担することになった。 このような そこで、

足組みをしていなければならない」と象徴的に表現している。

ることに関与させられている。 フラン スの裁判官は、 そのために、 当事者を直接尋問することにより、その事件の経過を当事者に補充または正しく叙述させ フランス民事訴訟法九条および八一条 (Art. 9 et Art.81 c. pr.c.) は、 裁

説 るか 判所にこの関与の機会を与えている。それは、これらの規定により、

論

業者 た裁判所の権限は、 個々の 常に一つの判決 住んでいる被告もフランス内に住所の選定 八年一二月二二日の政令五八―一二八九号による民事訴訟法二五二条の新しい解釈から出ている。 りにおいて、 出さなければならないのであるが、そういうことなしに、フランスの裁判官はいつでも証人を職権で尋問できるという限 いるときは、 証明を開始させることなくできる 事実関係の ることなく、 ない当事者尋問からの逃げ道を見つけた。 頭および裁判所の面前におけるその尋問は、 九条および八一条は、代理人による出頭を認め、必ずしも当事者本人の出頭を強制していないので、 この目的のために、 (裁判官)たちがドイツ民事訴訟法一三九条によっているのと同じ方法で活動している。 事件において証人尋問による証拠調べが行なわれるべきかどうかについて独立して判断する。このように拡大され は代理させなければならず、裁判官は必要だと 思われる一切の 指示を 職権に より行うことができるからであ 当事者の陳述を明確にするため、 証拠調査に関しては、職権採知主義は、ドイツ法による場合よりも著しく広げられている。これは、一九五 出頭させるということがしばしば行なわれている。このような無方式の当事者尋問が、 なぜなら、 -予備判決 (jugement préparatoire)-が前提になっている。 また、 「一応の証拠」("commencement de 九条は、最近の政令六五一一〇〇六号によって拡張され、 人証がフランスでは原則として多くの場合に書証によって締め出されるということによって弱 裁判所は、当事者を尋問するため、 (élection de domocile en France) をしなければならなくなっている。 民訴法三二四条から三三六条によって規定されている。そして、そのために 解明の道をきり開いている。フランスの 裁判所がこのような 実務をとって 職権で即ち糺問主義に基づいて行なっている。 la preuve")の方法を使って、人証は広く認められてい 当事者は呼出状に記載されている期日に自ら出廷す 前以って当事者の出頭を判決によって命ず 実務は、今なお形式的にしか規定されてい 一九六五年一一月二六日から、 本来は当事者が証人を呼び つまり、 すなわち、 証拠によらずまたは 彼らはドイツの同 当事者本人の 裁判所は、 外国に L か

るからである。

38

見解に通ずる。

これに反して、 裁判所が商法 くは与えられていない。 のための当事者本人の出頭 お いて、 (code フランスの裁判官は、検証 書証を職権で命ずることのできるフランスの裁判官の権限は、 de 原則として、 commerce) (Art.324) および当事者による補充宣誓の履行を職権で命ずることができる。 一四条ないし一七条に従って各当事者に提出させることのできる商業帳簿である。 裁判官は、原告に書証を証拠に出すよう要求することはできない。一つの例外は、 (Art. 295 c.pr.c.) ′鑑定 (Art. 302 ドイツの同業者 in Verbindung Art. 81 c.pr.c.) 、專 (裁判官) の権限ほど広

部のア 事裁判官の権限から一つの特色が生ずる。 を商事裁判官に任命するドイツの商事部の制度が、 侵害される。 に委ねることができるとすれば、彼は訴訟の推移にかなり干渉することになる。また、 を判断するの にしかるべく頼むことができる。その際、 さらに、 ル サ ッス・ 民事訴訟法四二九条により(商事)仲裁人 "arbitre rapporteur" このような商事裁判官の処置は強く批判されている。これとの関連で、職業裁判官を裁判長に、二人の商 かを決めるのは当然のことながら難しい問題である。 口 ļ V ン Elsass-Lothringen (fr. 商事裁判官が、一般に自らどの程度事実関係を確定し、それに応じて法律問 法律上複雑にからまった事件においては、 Alsace-Lorraine) 地方でも、 模範的なものとして引用される。ちなみに、この制度は、 商事裁判官がその裁判官の職務を一部断念し、 に庇護を求めることのできるフラン ドイツ法に基づき引続き維持されてきて 商事裁判官は仲裁人としての弁護士 それによって弁論主義は間接的に フランス東 仲裁 ス の

て代表される見解即ち 解明および確定の際、 要するに、 procdure 結論において、 civile"(裁判官の中立は民事訴訟の矛盾した性格のコロラリー以外の何ものも表現していない)という 裁判官をして主導権(Initiative) "la neutralité 裁判官の中立がくりかえし明らかにされたこの国におい du juge n'exprime rien をとらせているということが確認される。これは、 d'autre , qu, un corollaire て、この新たな発展が、 du caractère contradictoire Foyer によっ 事実関係の

論 Ξ im eigentlichen Sinne)に実体上の本来(固有)の意味における糺問主義(Inquisitionsprinzip im materiellen, eigent-限されている。 主義を対立させているように、実体上の本来(固有)の意味における処分権主義(Dispositionsprinzip イタリアの場合(9) その際、 イタリアにおいても、弁論主義は、これまで論じてきた諸国におけると同様、 現代の理論は、訴訟上の非本来的意味における処分権主義に訴訟上の非本来的意味における糺問 **糺問主義によって制** m materiellen,

lichen Sinne)を対立させている。

当事者の陳述を明らかにするため、つまり当事者が主張しようとしているものをとにかく聞き出すために、訴訟上の非本 来的意味における処分権主義を活用している。この場合もドイツ民事訴訟法一三九条 の場合と同様に、 すでに、修正された意味における主張に関するものと解することができる。 裁判所は、無方式の当事者尋問(formlose Parteibefragung)により、矛盾しているか、曖昧であるかまたは不完全な 証拠調べが重要なのではない。der Richter "secundum allegata et probata a partibus"という法則は (§139 ZPO)による当事者尋問

必然的に弁論主義は制限される。 認める。 処分権主義に対立するので、彼はこのような結論に到達したに違いない。 ってほとんど排除されている。 る当事者処分(Parteidisposition)の 余地はほんの僅かしか残されていない。 これは訴訟上の意味における糺間主義によ Cappelletti は当事者の主張を実体上の本来の意味における処分権主義の下で 理解しているので、 職権探知主義の領域と弁論主義の領域は互いに交叉し、職権による裁判官の活動形成 証明の目的のための当事者尋問は、必然的に、弁論主義―訴訟上の非本来的意味における われわれもまたこのような二つの主義の対立を (Tätigwerden) 以より、 訴訟上の意味におけ

い。全く同様に、裁判官は、証書の原本、民事訴訟法二二八条ないし二三二条(Art.228 bis 232 codice pr.c.)による それにもかかわらず、現行のイタリア訴訟法は、 裁判官は、彼が関与している事件の当事者または検察官が呼出さなかった 証人を 職権で 尋問することは できな 弁論主義に、 証拠方法のタイトルの下で広い範囲を認めてい 5

検証の場合、

裁判官の主導権の発展の可能性がある。

形式的当事者尋問および強制的宣誓を職権で命ずることはできない。 人物調査、 鑑定人の指定、 官庁報告の収集および補充宣誓 形式的でない当事者の尋問、 (Ergänzungseid) を当事者に命ずる場合にのみ、 現場視察 (Ortsbesich-

(牽引車) なら、 これは、 まだ、 実務にお いては、

۲,

裁判所は糺 理論 問 が糺問主義に基づく裁判官の権限の拡張のための先導者 主義に基づいて主導権を持つことができる。

74 イ " スペイン スウェ ~の場合(1)] デンまたはフランスにおけるほど広範には形成されていない。 他の既に述べた諸国と比較して、 糾問主義─スペインの人たちが、 "investigacíon official į

裁判所は当事者にもっぱら職権によって補充宣誓を命じ、 則的な権能は、 ける釈明義務の欠缺には批判がなげかけられている。 対応する裁判官の権能と対立していない。このような権能行使につき、 主張を提出し、 鑑定人を抽せんで指定することができる。 そのための証拠を摂示することのできる当事者の原 当事者が協力を約さない場合は、 更に、 事件 の性質か

この限りで、スペインの民事訴訟はイギリスの民事訴訟に近い。スペインの制度とりわけドイツ的意味に

verdad"と言っている―が、スペイン民事訴訟において極めて軽い意味しか持っていないということは

奇妙である。

ļa

地は 五 残されていない。 1 ギリスの場合 民事訴訟は、 イギリス民事訴訟ににおいては、 依然として当事者の争い、とりわけ当事者の訴訟事件であるとみなされてい 弁論主義が強力に支配しているので、 裁判 官の探知 の)展開 する余

ないという結論が導かれる。 ことから、 裁判官は、 自ら証人を呼び出したり、 仲裁人も、 裁判官と全く同様に、 または、 書類を当事者の同意なしに証明の目的のために引用する権 当事者の意思に反して、 証人を呼び出す権利を持ってい ts

いという判 決がなされている。 また、 裁判所によって呼び出された証人つまり当事者の証人でない証人は、 1960)° 当事者によっ

それにもかかわらず、イギリスにおいても、離婚訴訟および婚姻無効訴訟の領域では、 弁論主義は職権探知主義によっ

(Fallon v.

Carlvert,

て反対尋問ができるかどうかも問題である

論

また、一九六五年の婚姻関係訴訟法 (Matrimonial Causes Act)第五条により、特に当事者の側に諒解(合意)または て制限されている。 裁判所は、公益の必要から、夫婦の絆は安易に切り離せないというところから発想する。それ故に、

(相手方の意を迎える)好意があるかどらかといら事実に関して、裁判所による厳格な調査が要求されている。ここに至

って、Phipson-Elliott によれば、何か「糺間的な訴訟上の手段」類似のものが問題になる。

主張および証拠方法の許容性および重要性に関する調査は、他の場面に位置している。

形成されているように思われる。実際、裁判所は、当事者の申立てない鑑定人をその裁量で一人選任することができ

職権探知主義の発展の他の傾向(手がかり)が、アメリカ合衆国において、鑑定人が職権により法廷に呼び出されると

るが、当事者がそれを申立てた場合は常に選任することができる。

かく の弁論主義の発展の佘地は残されていない。それ故に、弁論主義と職権探知主義の境界の難しさはなくなっている。 ソ連の場合[2] 他の既述の諸国においては、 ソヴィエット・ロシアでは、職権主義およびそれとの関係で糺問主義が広く行なわれているので、 両主義の明確な境界標識はおかれていない。 とに

- (6) Nagel, aaO, II, S. 40.
- (∞) Nagel, aaO, II 3 In Frankreich. (~) Nagel, aaO, II 2 In Schweden.
- (\circ) Nagel, aaO, II 4 In Italien.
- (🗀) Nagel, aaO,II 5 In Spanien.
- (□) Nagel, aaO, II 6 In England
- (2) Nagel, aaO, II 6, S.

訴訟資料の完全な提出および解明に役立っている。

能にしているが、それ以上に、当事者の利己主義およびその利益の 相反は―特に真実義務(\$138 🕻)の

この目的のために、

判決手続は、

(二)当事者対立の)

対抗関係におい

三ドイツの場合

Feststellung von Tatsachen) について、次のように述べている。 事実の主張 (Behauptung von Tatsachen) Rosenberg- Schwab は 資料収集 (Stoffsammlung)、弁論主義 および事実の確定に対する当事者の影響 (Verhandlungs- oder Beibringungsgrundsatz) (Einfluss der Parteien auf 殊

まず、資料収集については次のように述べている。(ヨ)

oder Beibringungsgrundsatz) と呼ばれる。 は糺問主義 (Untersuchungs- oder Inquisitionsgrundsatz) と呼ばれ、後者は、弁論主義または提出主義 訴訟進行 資料収集は、裁判の基礎となるべき事実資料 (Prozessbetrieb) のように一裁判所にまかされるか、または当事者にまかされる。 (Tatsachenstoff)の提出およびそのための証拠の調達である。 前者は、 職権探知主義また (Verhandlungs-

公益 Bild der streitigen Vorgänge)にささげられるという経験から、弁論主義に支配されている。 することも拒まなければならない。 の民事上の争訟(bürgerliche Rechtsstreitigkeit)において、この任務を果すことは決してできないし、 の利益のためにその事実関係を有利に主張するが、 本案において、次のような素朴な経験、つまり各当事者はとりわけ事実関係の調査に利害関係があるので、 刑事訴訟における職権探知主義が、 (öffentliche Interesse) がない場合は、個人の私法上の関係を国家の探知活動(Untersuchungstätigkeit)の対象に たしかに国家の探知(調査)は訴訟資料の完全な提出および解明 刑事手続の遂行という一般の利益に対応して行なわれているのに対し、 両当事者の陳述が同時に 争いある 事象の 適切な描出 裁判所は、 (Auf hellung) を可 国家は、 また、 (zutreffendes たしかに自己 民事訴訟は それに

て(kontradiktorisch)形づくられている。

論

ng)が当事者にある場合でもなお、資料収集に関する当事者と 裁判所の協働(Arbeitsgemeinschaft)を論ずることがで れ、規定されている。それ故、資料収集の主たる負担(Hauptanteil)とそれについての主たる責任(Hauptverantwortu-義が妥当するのであるが、弁論主義の領域でさえ、資料収集についての裁判所の協力は排除されるどころか、逆に利用さ mässigkeitserwägung)である。したがって、 民事訴訟においても、公益が訴訟の対象を左右する手続では、 弁論主義は打ち破ることのできない Dogma ではなく、純粋な合目的考慮の産物 (das Ergebnis einer reinen Zweck-職権探知主

うに、まさしく両当事者の口頭に基く真実の方が裁判所の探知による真実よりも明確になるからこそ弁論主義は採用され 実際には、形式的真実主義と実体的真実主義の区別はみかけだけのもので、一方の真実は他方の対立物ではなく、真実は formellen Wahrheit)と呼ばれるが、職権探知主義は、裁判所が無制限に訴訟資料の 真実性を 探知することが 許されま ただ一つあるだけであり、この真実を追求・確定することが弁論主義手続の目的である。それ故に、一般に指摘されるよ た探知しなければならないところから、実体的真実主義(das Prinzip der materiellen Wahrheit)と呼ばれる。しかし、 弁論主義は、訴訟資料の範囲および証拠の必要が当事者の行為に依存しているので、形式的真実主義(das prinzip der

次いで、弁論主義または提出主義の項目の下では、次のように述べている。(ヨ)

許されないということを意味している(iudex iudicare debet secundum allegata et approbata partium, non secundum 裁判所は当事者によって提出されなかった事実を斟酌することは許されないし、 い。それは、当事者が独力でその訴訟資料を訴訟に持ち込み、その確定の必要を決定し、かつその確定を促進させるが、 原則として、 地方裁判所の手続においても 簡易裁判所の手続においても 適用され、 通常、 証拠を職権により採用することは 真実義務と矛盾しな 事実の主張については、次のように述べている。(5)

ともなく、それについての両当事者の一致した意見に拘束されるということもなしに、裁判官はそれを利用することが 連するが、裁判官が当事者の行動に依存しない法の適用 (da mihi factum, dabo tibi ius 八我に事実を与えよ。 conscientiam suam <裁判官は、 は関係がない。この間接事実(証拠)および法的評価については、当事者がそれを主張しなければならなかったというこ 汝に法を与えん。>)にも、裁判官が弁論の全趣旨を 斟酌しなければならない心証 (\$ 286)にも関係がない。それ故に らない>)。したがって、弁論主義は、資料収集の二つの面すなわち事実資料の提出および確定(Feststellung) 弁論特に証拠調べから生ずる間接事実 自らの知識に基づいてではなく、 (証拠) や当事者の主張もしくはそれから導かれる結論の法的評価と 当事者の陳述および証明に基づいて裁判しなければな には関

については処分権主義で論ずるのが合目的的である。 解により判決を不必要なものにできることは、ここに属する。しかし、これらはすべて資料収集とは無関係なので、これ り(§\$ 514, 566)また、請求の放棄(§ 306)もしくは認諾(§ 307)により裁判官の判決の内容を決定したりまたは和 ultra petita partium)すなわち当事者が一旦提起した訴または上訴を取下げたり (§§ 271, 515, 566)、上訴を放棄した われることが多い。当事者がその申立によって裁判官の審理の範囲を決定すること (🖇 308, 536, 弁論主義の概念の下で、 訴訟物に関する当事者の処分自由の原則 (Grundsatz der Verfügungsfreiheit) 559; ne eat iudex

ただ、当事者は自己の申立の理由づけに役立つ事実上の関係を述べ(\$130 Ziff.3)、かつ—真実義務とは関係なく—主 Richters"<いわゆる「裁判官の個人的知識(私知:1>)に基づいて訴訟資料を斟酌することは許されないといりことである。 その裏面は、裁判所が当事者の事実の陳述 (Sachdarstellung) に拘束され、自己の知識(Sog: "privates Wissen des まず第一に、当事者が裁判所の裁判において斟酌されることを欲している事実上の主張の陳述は当事者の責任である。

張を訂正し(§§ 85 Satz 2, 90 II) あるいはまた取消すことができるだけである。判決における事実(Sachstand)および 争点(Streitstand)は、「当事者の口頭の陳述に基づいて」auf,, Grundlage der mündlichen Vorträge der Parteien"

論 陳述に相応した主張にするよう影響力を行使することができるだけである。これに反して、弁論主義は、その主張が正に に明らかになった場合にもなお、判決の基礎にすることは許されない。裁判所は、その釈明権(発問権 🖇 139)によって、 のみ表示される(\$313 Ziff. 3)当事者によって陳述されなかったかまたは取消された事実は、それが証拠調べの機会

(主張共通の原則)。

主張責任および立証責任ある当事者から出ていることを必要としない。つまり当事者のいづれかから出されておればよい

事実の確定に対する当事者の影響については、次のように述べている。(度)

当事者の行動(態度)が、また、陳述された主張の確定の必要および確定を決する。

他方によって争そわれなかった事実(**\$**\$ 138 **II**, 439 **II**) または自白された事実(**\$**288)を、裁判所は、真実とみ 当事者にわかっていて、しかも両当事者によって一致して 陳述された 事実もしくは 当事者の 一方によって主張さ

なされければならない。当事者によって争そわれているものは、裁判所に対して証明する必要がある。

証拠の申出もまた当事者の任務(Sache)である(\$\$ 282,359 Ziff.3)。当事者は証拠方法を提示し、

その取調べ

46

を行なわせる(8\$371,373,402,420,421,428,432,445,447)また、それを放棄することもできる。

402,

一 このような弁論主義は、ドイツにおいてはどのように制限されているであろうか。

る弁論主義の制限)の標題の下に、次のように述べている。 Nagel せいDie Begrenzung des Verhandlungsgrundsatzes durch den Untersuchungsgrundsatz (職権探知主義によ

当事者の主張(Parteibehauptungen)を提出し、その主張を証明することのできる権能が弁論主義であると解している

者を承認しなければならないということが、

推論されなければならない。

通説 張については、 <u>ф</u> .M.) に従えば、 裁判官による当事者の尋問、 職権探知主義または糺問主義 糺問として、 (Untersuchungs- oder り事実関係の確定については、 Inquisitionsgrundsatz)せい 裁判所の側からの職権による証 (a)

(Beweiserhebung) として、 機能する。

事者が事実関係を不十分もしくは不完全に陳述した場合に、その活動を開始する。 が 指して努力しなければならない。実務においては、裁判所の釈明義務は、どの程度まで裁判官の発問権 適切な申立をなし、 許されるのかというその境界が必ずしも制限されていないので、 ۲, イッ民事訴訟法一三九条(§139 ZPO)によれば、 特にまた、 主張されている事実に関する不十分な陳述を補充し、 裁判長は、当事者がすべての 定の困難を伴っている。 証拠方法を指示するということを目 重要な事実につき完全に 職権探知主義 (釈明権) 度び当

らに裁判官に求めるという形で、一度だけ明白に描いている 明しなければならない。この任務を、立法者は、 n 0 情を釈明できるかということおよびどのような主張が目下有効に提出されるかということを質問することができる。 当事者が他方の当事者の主張を争っているかどうかが不明瞭な場合は、これは、 ばならない。 裁判所は、 訴が適切で(schlüssig)ないとかまたは被告の陳述が重要でないと思われるあらゆる場合に、裁判所は当事 裁判所は、 そのものの中に矛盾があるかまたは不明瞭な当事者 また、 当事者が適切な申立をするよう働きかけなければならないので、 当事者の事実関係および訴訟関係を事実面および法律面から解明するよ (§139 ZPO <Richterliche Aufklärungspflicht>) ° N の陳述の場合は、 質問 (Fragen) 関係当事者に、 当事者間 により明確にされなけ このような事 の法律面 一方

Ź 誰 カュ が その机の引渡しを求めて訴を提起した場合、 自分がある机の所有者であるという主張の下に、 裁判所は、 適切であると思われない訴を、 裁判官は、 被告がそれを占有しているということを同時に陳述することな 最初の口領弁論後直ちに却下することはできない。 自らの訴の適切性(Schlüssigkeit)についての疑念を、 たとえば、

論

は

相殺するかどうかを質問しなければならない。

に示さなければならない。つまり、 全く同様に、 原告に対する一定の反対債権を述べたが、その反対債権で相殺することを明言しなかった被告に、 裁判官は、 その机が被告の占有下にあることを主張するよう原告に求めるであろう。

判官がその裁判理由 当事者の事実関係および訴訟関係を法律的視点から (Entscheidungsgründe) を法律的基礎に依拠せしめようとするとき、 (in rechtlicher Hinsicht) 解明すべき法上の義務から、 それが訴訟で当事者によって

ことが導かれる。 述べられたものでもなく、 しかし、 これは、 口頭弁論でそれまで暗に示されたものでもないことを当事者に指示しなければならないという あくまで裁判所が判決をする段階において価値があるのであって、判決時に至るまで

つて明確に表現したように―「単なる手落ちまたは見落しが当事者の不利益になること」を防止することを目的としてい なければならない。 の間法律上の釈明義務を行使しないのは明らかに釈明義務違反である(Baumbach- Lauterbach 不意打判決 訴を別の法的観点から許すことができ、しかもそれが当事者の口頭弁論で解明されると悟った場合は、 (Uberraschungsentscheidungen) は避けなければならない。 民事訴訟法一三九条(§139 ZPO)による釈明主義 (Auf klärungsgrundsatz) したがって、 裁判官が、 § 139ZPO は―連邦裁判所がか 判決理由を起草する 弁論を再開し Anm. E)°

48

二号による被告に有利な証明 連邦裁判所は、 一九五三年一月三〇日の判決で、 (Entlastungsbeweis) の可能性を指示する以上のものではないことを指摘した。 確かに、裁判所の義務は、被告の訴訟代理人に民法八三一条一項

る。

の理

由 かゝ

5

裁判所は、

当事者がある主張につき証明しない場合は、

証明するように当事者に指示しなければなら

適切な申立をさせるよう 努力しなければならない義務があるので、 たとえば、 報告の申立もしくは確認の申立 (Aus-

思われる申立をすること即ち彼らの主張を事実に即して陳述し、そのための証拠を挙げることは、原則として、 裁判所は当事者にその説明を求める。 oder Feststellungsantrag) はたしかに適切になされていないが、 しかし、弁論主義がドイツ民事訴訟を支配しているので、それに適って 給付の申立は適切になさていると思 われれ 当事者の いると

の釈明義務によって補充されなければならない(Anm.44<Blomeyer, S.68>)。

発問権を正当に行使できるように、

裁判所は、

事実関係の釈明のために、当事者本人の出頭を適宜命ずる。

民

事訴訟法

裁判所の裁量にまかされている。

その上、

一条

(\$141 ZPO)によりそれをすることは、

(Ordnungsstrafe) によって強制することができる。

他方、

それにもかかわらず、

当事者は、

裁判官の質問に対し釈明へ当事者本人の出頭は秩序罰

または け いたり、 ―大審院がかつて表現したように―「訴により訴求された請求の別の理由づけに向って努力したり、 当事者に細部にわたって (im [cinzelnen) 裁判所の釈明義務が誇張されることは許されない。 その訴えの強化のために陳述し得る何らかの事実関係を助言したり、 それは、 当事者に法律的知恵 (Rechtsauskünfte) 彼に予め彼ら

が勝利に導かれる基礎を授ける」ところまでは及ばない(RGZ 109

S.69,70) °

ろう。 債権を主張するのかどうかを尋ねなければならないし、被告には、時効を援用するかどうかを尋ねなければならないであ 事実関係および訴訟関係を特に注意深く解明するであろうし、また 当事者に一定の 可能なことを 指示 しなけれ 況において一方の当事者は弁護士に代理されているが他方が代理されていないために、彼らの権利が明らかに不適当で 抗弁(Einwand)を提出するかどうかを質問することは許されない。これに反して、 ということを指示しなければならない。弁論主義は、能力の劣った未熟な当事者に著しい不利益をもたらすので、 所判事は、 とりわけ、 弁護士訴訟 (Anwaltsprozess) 原告が明白に極めて僅かな金額を訴求している扶養(請求) 当事者間の関係を詳細に解明し、更に、原告はおそらく彼が求めているよりも多くの金額を要求できるだろう 前述のような釈明権(発問権)の行使が認められている。 債権が既に時効にかかっていることが判明しているならば、簡易裁判所判事は、 裁判官は、 一方の当事者または他方の当事者のみのために、その発問権を不公平に行使することは許され において、たとえば、裁判官が請求が時効にかかっていると思うとき、 訴訟 能力の均衝を確保するために、 (Unterhaltsrechtsstreit) 簡易裁判所判事は、 原告に、 においても、 裁判官は、 それでもなおその 非常に難し 被告に 当事者 簡易裁判 ばならな 畤 効 ts

- 49 -

説明)することまで強制されない。

論 直ちに両当事者本人の出頭を命ずることはできない。 当事者に質問することは、 民事訴訟法一三九条(\$139 ZPO)の 被告本人の出頭は、 結局彼が応訴することが確定している場合にはじめて意義があるので、 あらゆる最初の弁論期日に

裁判官の釈明義務によって制限されている。したがって、これを越えて当事者に質問することは許されない。当事者は、

所に与えている。 に教える。更に、当事者の中には、裁判所の面前ではじめて真実の事実関係を述べる義務があると信じている者がある。 利な事実をも暴露したりするので、民事訴訟法一四一条(\$141 ZPO)は、真実の事実関係を究明する絶好の機会を裁判 このような機会に、彼らの弁護士の陳述と矛盾することを述べたり、 特に彼らの訴訟上の要求 (Prozessbegehren)に不 患者がその医者にしばしばその病歴の一部のみを述べるように、当事者はその弁護士にしばしば不完全

が含まれている。したがって、それらは手続の促進には役立たない。第一審で事実関係が十分に解明された場合にも、 なお的確な証拠決定(Beweisbeschluss)には達し得なかったので、 ることは無用である。 既に、このような理由から、事実関係の解明のための当事者からの十分な聴取が是認されている。 もちろん、事実関係が当事者によって完全に明白かつ明瞭に陳述されている場合は、それにつき、 民事訴訟法一四一条(§141 ZPO)により当事者本人の出頭を命ずる多くの決定(Beschlüsse)は 残念なことに、それには裁判所の当惑した判断のみ 当事者を更に尋問す

50

当事者本人の出頭を適宜命ずべきであろう。

明義務は、 僅かしか発達させられていない。それは、ほとんど弁論主義を侵害しない。裁判所は、当事者に、事実関係の解明のため た質問に答えることを拒むときは、その当事者の態度から一定の結論を導く(推論する)ことができる。その上、 になされる質問に答えるよう強制することはできない。それでもなお、裁判所は、当事者が、正当な理由なしに、 釈明義務は、ドイツ法においては、もちろん、それに直接の制裁の可能性(Sanktionsmögligkeit)が欠けている限りで、 証拠調べの外にある。裁判官の釈明の結果は、 もちろん弁論の全趣旨に属し、それによって民事訴訟法二八六 なされ

当事者の手中にある―もちろん、圧倒的な公益をもつ訴は別にして。

判所は、 図画を提出するよう」命ずることができるなら、この権能は、 権探知主義の第一の面すなわち釈明義務は、 条 訴訟法二七二条 から生じている。 いない。 一の面たる釈明義務に対して、 (\$ 286 で証拠を収集できるという職権探知主義の第二の これによって書証 裁判官がこれによって、「当事者が受取ってその手許にある証書ならびに系図、 (\$ 272 当事者が証書を受取ったならば、 による裁判官の自由心証の基礎になってい ZPO)によって拡張されている。さらに、 の一部を職権によって調査する権能を取得する。 第二の面の一つである民事訴訟法一四二条(§142 ZPO)は、 ほとんど自動的に証拠を職権で収集できる権能に移行する。 彼はその内容を完全に陳述しなければならない。 面は、 すでに、 弁論主義の作用 民事訴訟法一四四条(§144 ZPO)から、 民事訴訟法一三九条 この権能は、 (機能) を更に徹底させる意義が なお、 設計図、見取図およびその他 (\$ 139 特に新たな 個 々の書証に しかし、 ZPO) したがって、 観念を含ん 裁判所は、 関 同時に、 の根本思想 ある。 第

より、 ることができる。それ故に、ドイツ法の五つの証拠方法の中、三つの証拠は何らの制限なしに、 そしてその限りで当事者の証拠調べの申立に拘束されることなく、 収集することができる。 第四の書証は一 ただ、 書証はか なお全く 部職権に

民事訴訟法四四八条(§ 448 ZPO)による当事者尋問により 証拠も職権で命ずることができ、

Ziffer 2 ZPO) によって、官庁または公務員に証書の

通知または公の報告の付与を嘱

また民事訴訟法二七二条

B二項二号(\$ 272 b Abs. 2

検証(Einnahme des Augenscheins)および鑑定を職権で命ずることができるという結論が導かれる。

糺問主義(Inquisitionsmaxime)は、 て述べている。 Blomeyer せ、 即 実体法により当事者から争いある権利関係についての処分権 to 離婚、 婚姻の取消および結婚生活の回復 (Herstellung des ehelichen Lebens)を求める訴の場合。 結婚に好都合な (婚姻維持のための)事実 (chefreundliche Tatsachen) だけに制限 (Verfügung) が奪われている事件につい

されている(いわゆる片面的職権探知主義)。

同じことが、

子の嫡出否認の訴

(Klage auf Anfechtung der Ehelichkeit

— 51 —

最後に、

裁判

論 eines Kindes) 分事件(Statussachen)、公示催告手続において、 に広い探知義務が認められているのは自明のことである。Blomeyer は、弁論主義による通常の民事訴訟と職権探知主義 判所および財政裁判所の面前手続では、裁判につき公的利害 (öffentliche Belange)があるので、これらの手続で裁判官 の場合、それから子の嫡出性が導かれる事実のみに妥当する。その他の点では、裁判所は、婚姻事件、身 無制限に、 証拠を収集することができる。更に、行政裁判所、

件において除外される。 に十分助言(忠告)することができる。しかし、それでも当事者がこの助言(忠告)に従わなければ、その人証は当該事 人事訴訟においても、 弁論主義はなお十分に (in vollen Stärke)発達している。 裁判所は、 人証を得るため、

による行政訴訟とは、事実関係の解明につき対立関係にあるという根本的区別に基づいて理論を展開している。

証拠の収集につき広範な職権探知主義が認められれば、それ相応に弁論主義は制限される。

以上のように、Nagelは、

触れているが、その大部分は、釈明権 (義務)による制限の問題である。そこで、続いて、 釈明権 (発問権) または釈明

「職権探知主義による弁論主義の制限」という標題の下に、

弁論主義の制限一

般について

52

(発問義務) の問題に進むことにする。

gerecht)または(よりよくは)発問義務(Fragepflicht) ならびに当事者本人の出頭命令(\$141)により、裁判 きるだけである。 実資料の収集に重大な影響を及ぼす。しかし、両者は、当事者を促して主張の陳述 拠資料(Beweismaterial)の収集の場合にもなされると述べた後、 まず、Rosenberg-Schwab は、資料収集の際の裁判所の協力は、事実資料 (Tatsachenmaterial)の収集の場合にも証 裁判所に義務があり、 裁判所は自ら訴訟資料(Prozessstoff)を収集して、判決の基礎にすることは決して許されない。 かつ裁判長(№139 🛘)および各陪席裁判官(№139 🖫)により行使されるいわゆる発問権 発問権(Fragerecht)について次のように述べている。 (提出) をさせるようにすることがで (Fra-

紛争事件の解明に必要であると思われる限り、裁判長は、当事者の事実関係および訴訟関係を、

口頭弁論において、

事

"Veränderung des rechtlichen Gesichtspunktes" を指示し、これによって彼らの主張を適合させなければならない(vgl.

みのための新たな申立の提出に対してはなし得ないが---により、 実面および法律面より解明しなければならないし、 点の釈明をすること(\$279a)を命ぜられる。裁判所はまた、上告回避のため、 交付さらには証拠方法の表示を目指して、裁判長は努力しなければならないし、各陪席裁判官は努力することが許される (schriftlichen Unterlage) の存在につき、尋問前にある証人によってなされた指摘を当事者に知らせるよう義務づけら §§ 139 [, 349 [2,510)。この目的のために、 Ziff.1)を命ぜられ、そして、ロ頭弁論に基づきかつ争点 (Streitstand) 適切なすなわち事実状態および法律状態に適合した申立の提出、――しかし、弁護士訴訟では新たな請求の持ち込 各当事者は、 各陪席裁判官も解明することが許される。 すべての重要な事実の陳述および相手方の主張に対する解 口頭弁論に先だって、 立証問題 の説明に従って、 その準備書面の補充または説明 (Beweisfrage) そしてまた、 一定の期間内にある に関する書証

頭弁論の準備にのみ役立つので(RG152, 216)、その違反は上告理由であって、 もちろん二七二条ト違反ではな 立がなされていないとかいったようなことで、一定の裁判 を求める請求を変更させ、 それは、その遂行のため、大審院(Reichsgericht) この釈明義務 そのような場合は、裁判所は、そのことを当事者に釈明させなければならない。そして、このことは特に、 かつ当該証人の尋問の際にもこの通知を考慮するよう義務づけられている。 この義務は、 ある主張が提出されていないとかまたはそのために証拠方法が提出されていないとかあるいは目的にかなった申 たのとは別個の法的観点に基づいて斟酌する場合に妥当する。 (Aufklärungspflicht) せい 被告がその物を占有していないかまたはもはや占有していない場合は、 損害賠償を求めさせるべきだというところまでは行って いない (BGH 7, 211)。 訴訟資料(Streitstoff)を補充するための訴訟指揮の最も重要な手段である。 が下級裁判所に繰り返しさせてきた裁判所の義務である。 (請求棄却または訴却下の判決) 裁判所は、 当事者にこの「法的観点の変更」 裁判所が原告にある物の引渡 がなされることは これ しかし、た 裁判所が 許されな 口 l

と同じよらに、今日では一三九条に規定されている。裁判所は、自らの当該訴訟の法的評価(解釈)を秘密にすべきでは 事者とともになされる法律面の解明は、以前は簡易裁判所の手続 (\$502) のためにのみおかれていたのであるが、それ 判決は当事者に不意打を与えるべきではない (BGH, Vers R 1963, 1149 und E. Schneider, MDR1968,721) Die Veränderung des rechtlichen Gesichtspunktes im Zivilprozess, ZZP49, 38,68ff.)。 それ故じ、 細

ければならなかった場合は、その釈明義務違反により上告することができる (BGH, ZZP 65, 278)。 明らかな見落し(RG, JW 1906, 114)または法律状態の明白な 誤認のために それをしなかったということを認定しな 控訴裁判所が、弁論の結果から、当事者がなお必要で詳細な主張を提出することができかつ提出する意思があったが、

いるときは、口頭弁論は再開されなければならない (RG, HRR 1931, 1968=LZ1931, 1386) 。 次に、Lent-Jauernig は、次のように述べている。 十分教育を受けていない訴訟代理人が、ある問題につき、口頭弁論では答えることができないが、ある書面では答えて

つべきだからである。そして、このことは決して忘れられてはならない。訴訟はフットボールではないし、裁判官は競技 必要としている。何故なら、 る。ここでは、たいてい、その事件を自ら訴えた法律に暗い当事者が対立している。彼らは、一定程度、裁判官の補助を 事者の補助者として行動すべきである。裁判官の補助は、特に、当事者(本人)訴訟(Parteiprozess)において適切であ keit des Vobringens)に向って努力しなければならない。まずは真実に基づく勝利を助けるべきであるが、とりわけ両当 官によっても行使される(�139一, ¶)。それは、 当事者の行為と並んで同価値の要素として機能する。 klärungspflicht)による重大な緩和を 被っている。それは、 まず第一に、裁判長によって 行使されるが、 また陪席裁判 だ当事者の主張を受け入れ、利用するだけではなく、自ら事実関係の全面的解明を目指して、主張の完全性 (Vollständig-現代の訴訟において、弁論主義は、著しく拡大された裁判所の発問義務および釈明義務(gerichtliche Frage- und Auf-訴訟においては、熟練した、有能で、聡明な当事者が勝つべきではなく、正当な当事者が勝 裁判所は、た

規則の厳守のみに留意し、試合後に判定を下し、 に妥当すると全く同様に、本人訴訟(Parteiprozess)にも妥当する。一三九条はこの二つの訴訟の種類を区別してい 賞品を授与する審判ではない。 この原則は、 弁護士訴訟(Anwaltsproze:

ない。それにもかかわらず、弁護士により代理される当事者が、法律にうとい「凡人」"Mann von der Strasse"よりも

補助の必要性が少ないことは自明である。

裁判所の釈明義務は次のような趨勢にある。

当事者の申立が十分明白であるとかまたは法律上異論がないとか認められなかった場合は、

裁判所は、

(1)

実際に(真に)獲得するものを確定しなければならない。

そこで、大審院(RGZ130, 267)は、引渡の申立がどのような事実に 結びづいているかを 裁判所は解明 (釈明) しな

② 当事者の立証が不十分で生活事象(Lebensvorgang)ければならないと判示した。

正確に説明しないときは、裁判所は、原告に、契約締結を述べる電話がかかったとかまたは使用人か代理人が被告と契約 (Vollständigkeit) を目指して努力しなければならない。 例…原告が契約の履行を求める判決を訴求したが、被告が契約締結を争わないであろうという予測の下に、 契約締結を

(3)裁判所は、 当事者の提出した事実ではその申立を是認することができない場合にも、 不完全な当事者の主張の補充

を締結したということを直ちに正確に説明させる。

(Ergänzung)に配慮すべきであり、配慮することが許される(訴の適切性の瑕疵)。

については述べていない。こんなときは、法律を知らない当事者の場合に特に重要であるが、裁判所は、 たとえば、原告が、 遅滞に基づく損害賠償を求めたが、民法三二六条により要求されている期間設定 事実関係から脱 (Fristsetzung)

落している事実も提出されたと仮定しなければならないときは、その当事者に訴の不備(脱落)および非適切性 (Unsch-

完全性

裁判所は、

を不完全にしか説明できなかった場合は、

lüssigkeit)を指摘しなければならない。その他の主張の僅かな可能性に裁判所は(いちいち)立ち入る必要はない。

論 る。 説明することなく、締結した「契約」、貸付けた「貸金」、「過失」についてのみしばしば陳述する。このような場合、 (4)当事者は、これらの法的性質決定(rechtliche Qualifizierung)を導く(の根拠となる)事実を詳細に(im einzelnen) 裁判所が権利概念の分析に努力し、それに基づいて当事者がその 事実を引用して 表現する ということは

法律上の推論(Subsumtion)に疑いがなければ、裁判所は、 個々の事実の引用たとえば 契約内容の陳述を 強制する必要

られている。たとえば、訴の変更(Klageänderung)。 (5)最後に、裁判所は、また、例外的な場合に、主張または申立の可能で事実に即した変更をさせる権限があると認め

(Naturalrestitution) を請求している。このような場合に、裁判所は原告に、まず第一に、または補助的に、 例…国家賠償訴訟(Staatshaftungsprozess)においては、 金銭損害賠償しか 請求できないに拘らず、 原告が原状回 金銭賠償を

回復を求める訴により棄却(却下)された原告は、今度は、金銭賠償に向けかえた新たな訴えをさせられることになろう

提起させることが許され、かつさせるべきである。というのは、これによって第二の訴訟が回避されるからである。

原状

56

(betr. Geltendmachung eines Zurückbehaltungsrechts) RGZ 169, 356; einschränkend BGHZ 7, 208 auch B Verw GE 21, 217f., ferner BGH NJW

士によって代理されている場合には、裁判官は助言すること(Beratung)を義務づけられない。 が融通を利かせることができるように、その機才(Takt)と経験にまかせておかなければならない。殊に、 に立って助け、あたかも当事者の一方を一方的に支持しているかのような印象を避けることに気を配らなければならない (さもないと、不公平 / 偏見 / の危惧による裁判官の忌避が可能)。いずれにせよ、裁判官のこのような活動は、 この釈明義務の限界は、 独断的に(dogmatisch)明白に画することはできない。それは、 個々の事件において、 裁判官は、 当事者が弁護 両当事者の側 裁判官 訴訟手

る。 らである。当事者が裁判所の勧め(Anregung)に従わず、その主張の補充を怠るとき、職権による補充は排除されてい 続における彼の最も重要な任務であり、高度の実践的意義がある。それは裁判所の義務であり、その無視は上告理由とな それはまた弁論主義と矛盾しない。何故なら、裁判所は当事者が提出した事実のみを使用することが許されているか (vgl.den Fall BGH NJW 58, 1590)。(本章未完)

- (≅) Rosenberg-Schwab, aaO, §78 I, S. 369.
- (4) Rosenberg-Schwab, aaO, § 78 II, S. 370
- (丘) Rosenberg-Schwab, aaO, § 78 II 2 Einfluss der Parteien auf die Feststellung von Tatsachen. (丘) Rosenberg-Schwab, aaO, §78 II [Behauptung von Tatsachen
- (二) Nagel, aaO, II | In Deutschland (≅) Rosenberg-Schwab, aa0, §78 II 3 u. 3 a.

(2) Lent-Jauetnig, aaO, § 25 V11, S. 66 ff.

○九七二・一二・三○)